

委託費積算基準

1 委託費の範囲

経費算定の対象とする支出額は、委託期間内に発生し、かつ原則として、委託期間内に支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。

2 経費区分

本事業で計上できる経費は以下の通りとする。

経費項目	内容
I 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II 直接経費	
① 消耗品費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
② 旅費	事業従事者に対する事業実施に必要な出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当等）
③ 謝金・費用弁償	事業を行うために必要な委員等謝金、委員等旅費
④ 会議費	事業を行うために必要な選定委員会、会議、交流会、シンポジウム・セミナー等、会場借料、機材借料、資料作成等に要する経費
⑤ 印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
⑥ その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの例）通信運搬費（郵便料、運送代等）
III 間接経費 （一般管理費）	事業実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時に一定割合で認める経費。 「I 人件費」＋「II 直接経費」の合計額の10%以内とします。
IV 再委託費	沖縄県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
V 消費税及び 地方消費税	（I 人件費＋II 直接経費＋III 間接経費＋IV 再委託費）×10/100（小数点以下切り捨て）

※各経費へ計上する際は、人件費等の消費税が含まれていないものについては、その額を経費として計上する。消耗品費や印刷製本費等の消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上する。消費税については、各経費を合計した後に乗ずることとし、消費税に小数点以下の端数が発生した場合、切り捨てること。免税事業者である場合は、消費税が含まれているものについてもその額を経費として計上する。